

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



福島県報

目次

告 示

- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件二件 二〇六
- 生活保護法による医療扶助等のための医療機関を指定した件 二〇六
- 生活保護法による指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった件 二〇九
- 生活保護法による指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった件 二〇九
- 生活保護法による医療扶助等のための施術者を指定した件二件 二〇九
- 土地改良区の役員が就任した旨届出があった件 二一〇
- 土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件 二一〇
- 一般競争入札を行う件 二一〇
- 福島県病院局 二一〇
- 公金の収納の事務を委託した件 二一三

告 示

福島県告示第三百二十六号
 大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第一項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年五月十日から同年六月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及びいわき市産業振興部商業労働課に備え置いて縦覧に供する。
 令和四年五月十日

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 福島県知事 内堀雅雄

二 いわき市泉町滝尻複合施設 福島県いわき市泉町滝尻字御前田五三
 法第八条第一項の規定によりいわき市から聴取した意見の概要
 意見なし。
 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
 意見書の提出なし
 （商業まちづくり課）

福島県告示第三百二十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により第六条第二項の変更の届出に係り聴取した意見の概要及び第八条第二項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和四年五月十日から同年六月十日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。
 令和四年五月十日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 仙台ターミナルビル郡山店 福島県郡山市燧田一九五番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により郡山市から聴取した意見の概要
 以下の事項について留意されるようお願いいたします。
 1 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
 廃棄物の排出を可能な限り抑制し、かつ適切なりサイクルを推進すること。
 2 廃棄物に係る事項等
 分別の徹底を図り、産業廃棄物と事業系一般廃棄物の適正処理をすること。
 三 法第八条第二項の規定により述べられた意見の概要
 意見書の提出なし
 （商業まちづくり課）

福島県告示第三百二十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。
 令和四年五月十日

福島県知事 内堀雅雄

名	称	所 在 地	指定年月日

ライプリー南相馬訪問看護ステーション	南相馬市原町区大木戸字南東方一〇一―一二	令和四年二月十五日
もとみや整形外科クリニック	本宮市高木字熊ノ木五	同 年三月一日

(社会福祉課)

福島県告示第百二十九号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の所在地を変更した旨届出があった。
 令和四年五月十日

福島県知事 内堀雅雄

医療法人邦論会とみおか診療所	名 称		所 在 地	
	変 更 前	変 更 後	変 更 前	変 更 後
	双葉郡富岡町大字小浜字中央三七四―一	〇 双葉郡富岡町中央三一七		

(社会福祉課)

福島県告示第百三十号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、次の指定医療機関から当該指定医療機関の事業を廃止した旨届出があった。
 令和四年五月十日

福島県知事 内堀雅雄

もとみや整形外科クリニック	本宮市高木字熊ノ木五	令和四年二月二十八日
名 称	所 在 地	廃止年月日

岩谷歯科医院	西白河郡矢吹町中町二三〇	同 年三月三十一日
--------	--------------	-----------

(社会福祉課)

福島県告示第百三十一号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるあん摩マッサージ指圧師を次のとおり指定した。
 令和四年五月十日

福島県知事 内堀雅雄

氏 名	住 所	施 術 所 名	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
吉田 健	伊達市保原町上保原字中室内三七―四	だて鍼灸指圧院	伊達市梁川町八幡字前原六	令和四年四月一日

(社会福祉課)

福島県告示第百三十二号
 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条第一項の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させるはり師及びきゅう師を次のとおり指定した。
 令和四年五月十日

福島県知事 内堀雅雄

氏 名	住 所	施 術 所 名	施 術 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
吉田 健	伊達市保原町上保原字中室内三七―四	だて鍼灸指圧院	伊達市梁川町八幡字前原六	令和四年四月一日

(社会福祉課)

公 告

公告第百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が就任した旨届出があった。
令和四年五月十日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

飯館村土地改良区

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 佐藤 貞義 相馬郡飯館村前田字福田三八番地

（農村計画課）

公告第百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、次のとおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があった。
令和四年五月十日

福島県知事 内堀雅雄

土地改良区の名称

そうま土地改良区

退任した役員

役別 氏名

住所

理事 水戸 樹一 相馬郡新地町谷地小屋字新地五九番地

就任した役員

役別 氏名

住所

理事 加藤 文和 相馬郡新地町杉目字清水五番地

（農村計画課）

公告第114号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける福島県河川流域総合情報システム開発業務の委託について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

令和4年5月10日

福島県知事 内堀雅雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 福島県河川流域総合情報システム開発業務一式
- (2) 調達する特定役務の仕様等 入札説明書及び特記仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和5年3月31日まで
- (4) 納入場所 入札説明書及び特記仕様書による。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 3に掲げる日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置又は指名停止を受けていない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定を受けた後に、この入札に参加することに支障がないと認められる者であること。
- (4) 過去15年以内にこの公告に示した仕様と同種（水防事業を目的として都道府県内全域の雨量・水位等の河川情報を集約し公開しているもの）の都道府県河川情報シ

- システムの納入（修繕又は改修を除く。）を直接受託し履行した業務実績があり、かつ、国、地方公共団体又は地方独立行政法人にクラウドを利用したシステムの納入を直接受託し履行した業務実績があり、かつ、確実に実行できる者であること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認
入札に参加を希望する者は、所定の一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、令和4年5月26日（木）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
- 郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県土木部土木総室土木総務課
電話024-521-7456
- なお、郵送により提出する場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年5月26日（木）午後5時まで必着とする。
- 4 契約条項を示す場所及び期間
3に掲げる場所において、令和4年5月10日（火）から同月26日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札説明書等の配布
次により、入札説明書、特記仕様書、申請書等を配布する。
- (1) 配布期間 4に掲げる期間に同じ。
(2) 配布場所 3に掲げる場所に同じ。
(3) その他 郵送による配布を希望する場合は、日本産業規格A列4番の大きさの用紙43枚が入る程度の大きさで、所定の料金分の切手を貼った宛先明記の返信用封筒を同封の上、3に掲げる場所まで令和4年5月19日（木）午後3時までに必着で請求すること。
- 6 入札及び開札の日時及び場所
- (1) 日時 令和4年6月21日（火）午前11時
(2) 場所 福島県庁本庁舎4階土木総務課分室（福島県福島市杉妻町2番16号）
(3) その他 郵便により入札をする場合は、書留郵便により行うものとし、令和4年6月20日（月）午後5時までに3に掲げる場所に必着のこと。
- 7 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 入札に参加を希望する者は、入札金額（消費税及び地方消費税を含む。）の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合には、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
(2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合には、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 8 入札に参加を希望する者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 9 入札の無効
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 10 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
(2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 落札者決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
(4) 契約書作成の要否 要
(5) 福島県政府調達苦情検討委員会からの要請等 福島県知事は、福島県政府調達苦情検討委員会（福島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成8年福島県告示第320号）第1条に規定する委員会をいう。）から契約停止の要請を受けた場合は契約の執行を停止し、契約を破棄する提案が出された場合は契約を破棄することができる。
(6) その他 詳細は、入札説明書による。

11 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be required: Development of River and Rain Integrated Information System for Flood Control in Fukushima 1 set
- (2) Time-limit of tender (by hand): 11:00 a.m., 21 June 2022
- (3) Time-limit of tender (by mail): 5:00 p.m., 20 June 2022
- (4) Contact point for the notice: General Affairs Division, Public Works Section, Public Works Department, Fukushima Prefectural Government 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima City, Fukushima 960-8670 Japan TEL 024-521-7456

(土木総務課)

福島県病院局告示第1号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第33条の2の規定により、公金の収納の事務を令和4年4月1日次のおり委託した。

令和4年5月10日

福島県病院事業管理者 阿 部 正 文

- 1 委託した事務の範囲及び内容
福島県立矢吹病院、福島県立宮下病院及び福島県立南会津病院における診療費等の
収納の事務
- 2 受託者の名称及び所在地
 - (1) 福島県立矢吹病院及び福島県立宮下病院の受託者
株式会社ソラスト
東京都港区港南一丁目7番18号
 - (2) 福島県立南会津病院の受託者
株式会社ニチイ学館
東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地
- 3 収納の事務を委託する期間
令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(病院経営課)